

## 5 条例に盛り込む事柄（案）

### 「前文」に定める内容

すべての子どもは、未来と世界へはばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。

さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にするを約束しています。

子どもは、自分の権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感すると、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。



## 「第1章：総則」に定める内容

### 1. 目的

この条例は、子どもが自らの意思でのびのびと成長・発達していけるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とすることを規定します。

### 2. 定義

条例には、「子ども」「育ち学ぶ施設」「保護者」の用語の定義を、以下のとおり規定します。

①「子ども」：18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者

②「育ち学ぶ施設」：児童福祉法に定める施設、学校教育法に定める学校・専修学校・各種学校、その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、または入所する施設

③「保護者」：親、児童福祉法に規定する里親または保護受託者、その他の親に代わり子どもを養育する者

### 3. 責務

①保護者、育ち学ぶ施設の設置者・管理者・職員（以下「施設関係者」といいます。）、事業者、市民、並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めること、

②市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うこと、を規定します。

## 「第2章：子どもの権利の普及」に定める内容

### 1. 広報及び普及

市は、子どもの権利について広報することなどにより、その普及に努めることを規定します。

### 2. 子どもの権利の日

①市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、「さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)」を設け、その日にふさわしい事業を行うこと、

②権利の日は、国連で「子どもの権利条約」が採択された11月20日とすること、を規定します。

### 3. 学習等への支援

市は、①家庭、育ち学ぶ施設、地域において、子どもが自分の権利、他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めること、②市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めること、を規定します。

## 「第3章：子どもにとって大切な権利」に定める内容

この章には、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければならない権利として、以下のものを規定します。

### 1. 安心して生きる権利

子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。

- ①命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと。
- ②かけがえのない存在として、愛情を持ってはぐくまれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子どもまたはその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと。
- ⑤自分を守るために必要なことを知ること。
- ⑥気軽に相談でき、必要な支援を受けること。

### 2. 自分らしく生きる権利

子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。

- ①ありのままの自分を大切にすること。
- ②他人と比較されることなく、自分のペースで生きること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ⑤プライバシーが守られること。

### 3. 豊かに育つ権利

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。

- ①学び、遊び、疲れたら休むこと。
- ②健康的な生活を送ること。
- ③自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること。
- ④夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- ⑤様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- ⑥札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- ⑦地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

### 4. 参加する権利

子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。

- ①家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の思いや考えを表明すること。
- ②表明した自分の思いや考えが尊重されること。
- ③適切な情報提供や支援を受けられること。
- ④仲間をつくり、集まること。

## 「第4章：生活の場における権利の保障」に定める内容

### 第1節 家庭における権利の保障

#### 1. 保護者の役割

保護者は、①子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの権利の保障に努めること、②子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めること、を規定します。

#### 2. 虐待及び体罰の禁止等

①保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならないこと、  
②市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めること、を規定します。

### 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

#### 1. 施設関係者の役割

施設関係者は、①育ち学ぶ施設が、子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めること、②子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めること、を規定します。

#### 2. 開かれた施設づくり

育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置・管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めることを規定します。

#### 3. いじめの防止

施設関係者は、①いじめの防止に努めること、②子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めること、を規定します。

#### 4. 虐待及び体罰の禁止等

施設関係者は、①子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならないこと、②虐待、体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めること、を規定します。

#### 5. 関係機関等との連携と研修

施設設置・管理者は、①虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めること、②職員に対し、虐待、体罰、いじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めること、を規定します。

#### 6. 事情等を聴く機会の設定

施設設置・管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めることを規定します。

### 第3節 地域における権利の保障

#### 1. 地域における市民及び事業者の役割

- ①市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めること、
- ②事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、事業所で働く従業員が、子どもの権利について理解を深めるよう努めること、を規定します。

#### 2. 地域における子どもの居場所

市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めることを規定します。

#### 3. 地域における自然環境の保全

市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めることを規定します。

#### 4. 安全で安心な地域

市民及び市は、地域において、①子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めること、②子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めること、を規定します。

### 第4節 参加・意見表明の機会の保障

#### 1. 子どもの参加等の促進

- ①市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること、
- ②施設設置・管理者は、施設の行事・運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること、
- ③市民は、地域の文化、スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること、を規定します。

#### 2. 市の施設に関する子どもの意見

市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めることを規定します。

#### 3. 審議会等への子どもの参加

- ①市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めること、
- ②その審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めること、を規定します。

#### 4. 子どもの視点に立った情報発信等

市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自らの意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めることを規定します。

## 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

### 1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成

①市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子どもまたはその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めること、

②市は、次のことなどに配慮し、①の差別及び不利益を生じさせない、またはなくすための取組を行うよう努めること、を規定します。

- ・障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- ・子どもがアイヌ民族の生活、歴史、文化などを学ぶこと。
- ・外国籍等の子どもが必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化などを学び、表現すること。
- ・子どもが性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

## 第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

### 1. 保護者への支援

市は、保護者が安心して子育てをできるよう、必要な支援に努めることを規定します。

### 2. 育ち学ぶ施設の職員への支援

施設設置・管理者は、①職員が心に余裕をもって、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めること、②職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めること、を規定します。

### 3. 市民の地域での活動の支援

市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めることを規定します。



## 「第5章：子どもの権利の侵害からの救済」に定める内容

### 1. 相談及び救済

市は、①子どもの権利の侵害に関する相談または救済について、関係機関等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めること、②権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を速やかに設けること、を規定します。

## 「第6章：施策の推進」に定める内容

### 1. 施策の推進

市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を推進することを規定します。

### 2. 推進計画

市は、①施策の推進に当たっては、総合的な推進計画を策定すること、②推進計画の策定に当たっては、市民及び次章に定める権利委員会の意見を聴くこと、を規定します。

## 「第7章：子どもの権利の保障の検証」に定める内容

### 1. 権利委員会の設置等

①市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、「札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）」を置くこと、  
②権利委員会は、推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、または必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議すること、

③権利委員会は、15人以内の委員で組織すること、

④権利委員会の委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱すること、

⑤権利委員会の委員の任期は2年とすること、

⑥その他、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めること、を規定します。

### 2. 答申等及び市の措置

①権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問を受けたとき、または自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を市長などに答申し、または報告すること、

②権利委員会からの答申または報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講じなければならないこと、を規定します。